平成２８年（フ）第６８号
兵庫県神崎郡福崎町福田398番地１エスペランサⅠ103号、従前の住所兵庫県高砂市米田町米田850番地の４
破産者　瀧上　　直
１　決定年月日　平成28年12月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２９３号
兵庫県神崎郡福崎町八千種629番地１
破産者　藤岡　　是
１　決定年月日　平成28年12月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第９号
島根県大田市大田町大田イ637番地１　ウィスティリア101
破産者　ギフトたかのこと　高野　　聡
１　決定年月日　平成28年12月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第７８号
広島市中区国泰寺町２－１－９　グラビスコート国泰寺1101、住民票上の住所福岡県太宰府市宰府４丁目11番12―602号
破産者　大江　　豊
１　決定年月日　平成28年12月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９号
香川県三豊市三野町下高瀬819番地１　グリーンハイツ三野平２－Ｅ、住民票上の住所香川県三豊市三野町大見甲5515番地
破産者　森　さとみ
１　決定年月日　平成28年12月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２７年（フ）第５８号
愛媛県宇和島市朝日町１丁目５番22号
破産者　吉見　邦彦
１　決定年月日　平成28年12月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２７年（フ）第５９号
愛媛県宇和島市寿町１丁目４番16号　フォルトゥーナＹＡＳＵＫＩ301号室
破産者　吉見　栄人
１　決定年月日　平成28年12月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２６年（フ）第３２４号
大分市大字白木908番地、開始決定時の住所大分市大字佐賀関1580番地
破産者　大本　好孝
１　決定年月日　平成28年12月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第８７号
青森市大字新城字平岡399番地２　さくらハウス101号、開始決定時の住所青森市桜川９丁目８番11号　シャーメゾンセブンコート202号
破産者　佐々木孝亘
１　決定年月日　平成28年12月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１８号
青森市奥野２丁目14番16号
破産者　鈴木　陽子
１　決定年月日　平成28年12月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７６号
福島県会津若松市大戸町大字芦牧字下夕平1109番地の１、前住所福島県会津若松市大戸町大字芦牧1130番地
破産者　鹿目　正男
１　決定年月日　平成28年12月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第３７８号
茨城県久慈郡大子町大字袋田649番地１
破産者　阿久津みと里
１　決定年月日　平成28年12月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１６９号
神奈川県小田原市栄町３丁目14番26号
破産者　淺岡　　綽
１　決定年月日　平成28年12月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３１２号
金沢市鳴和１丁目18番37号　県営住宅５棟103号、従前の住所石川県河北郡津幡町字領家ト４番地３
破産者　清水　静江
１　決定年月日　平成28年12月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８１号
金沢市入江１丁目550番地１　ＭＮ５・202号
破産者　鍋田　茂子
１　決定年月日　平成28年12月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８１０号
滋賀県大津市国分１丁目46番24号、開始決定時の住所京都市左京区岩倉南河原町31番地
破産者　谷口　信弘
１　決定年月日　平成28年12月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４５５号
広島市佐伯区八幡東４丁目20番11号
破産者　小田　　満
１　決定年月日　平成28年12月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部